

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に係る年度評価の考え方について

大阪府環境農林水産部
令和2年11月17日

1. 趣旨

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）にかかる各年度の業務実績の評価（以下「年度評価」という。）は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方（公立大学以外の法人）」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2. 基本方針

- ① 評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の調査研究力等の向上に資することとする。
- ② 評価は、府民への説明責任を果たす観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等について、府民サービス向上の視点を踏まえて分かりやすく示すこととする。
- ③ 「豊かな環境の保全・創造」、「農林水産業の振興と安全で豊かな食の創造」に向けた多様な取組に対して技術的に支援する公設試験研究機関としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- ④ 評価方法は、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3. 評価方法

- ① 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、知事が評価を行う。
- ③ 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- ④ 知事は評価を行うにあたり、必要に応じて、評価委員会の意見を聴くことができる。

4. 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価、の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によって複数の小項目）ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。なお、数値目標項目については、別紙「細目評価基準」を基に行う。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ・・・年度計画を大幅に上回って実施している。
（客観的に高く評価された成果がある場合）
 - Ⅳ・・・年度計画を上回って実施している。
 - Ⅲ・・・年度計画を順調に実施している。
 - Ⅱ・・・年度計画を十分に実施できていない。
 - Ⅰ・・・年度計画を大幅に下回っている。
- ④ 調査研究の自己評価は、法人が実施する外部評価の結果を踏まえて総合的に行う。
- ⑤ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の目標設定の妥当性及び自己評価などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

- V・・・年度計画を大幅に上回って実施している。(特に認める場合)
- IV・・・年度計画を上回って実施している。
- III・・・年度計画を順調に実施している。
- II・・・年度計画を十分に実施できていない。
- I・・・年度計画を大幅に下回っている。

③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。

② 評価の区分は次のとおりとする。

- S・・・「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
- A・・・「計画どおり」(すべての項目がⅢ～Ⅴ)
- B・・・「おおむね計画どおり」(計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合)
- C・・・「計画を十分に実施できていない」(計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合)
- D・・・「重大な改善事項あり」(計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等)

5. 全体評価の具体的方法

- ① 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- ② 全体評価において、法人運営における自律性・機動性の発揮などに関する取り組みも積極的に評価することとする。

6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- ① 法人において、業務実績報告書を作成し、知事に提出する。(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】
- ② 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、評価(案)をとりまとめる。【7～8月】
- ③ 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
- ④ 評価を決定した後、議会に報告する。【9月議会(前半)】